

税理士情報ネットワーク

# TAINS

## Tax Accountant Information Network System

SERIES  
TAINS  
解体新書

### 東京地裁民事第2部川神裕裁判長の判決 ―課税の公平と課税要件明確主義―

正木 洋子〔目黒〕

#### はじめに

東京地裁民事第2部と第3部は行政事件を専門とする法廷です。民事第3部において、藤山雅行裁判長が従来の税務訴訟の定説を覆す納税者勝訴の判決を多く言い渡したことは、記憶に新しいところです。また、民事第2部においても、大門匡裁判長を始め納税者勝訴の判決が下されています。

#### 被告の主張

(1) 任意組合等の組合事業から生じる損益の計算方法及び課税方法等については、所得税法の解釈上、総額方式によることを原則とし、総額方式によることが事実上困難であるなど、総額方式によらないことにつき合理的理由があると認められる場合に限り、中間方式又は純額方式によることを許容しているものと解される。

#### 原告の主張

(1) 本件連達は、その文理解上、総額方式によることを原則とし、その例外として、継続適用のみを要件として、中間方式又は純額方式の選択を認めており、その選択に当たり被告主張の「課税上の弊害」を要件とはしていない。

#### 判断

(1) 所得税法は、任意組合等の事業活動から生じる損益及び個々の組合員に帰属すべき損益の計算方法及びこれに対する課税方法等については何ら規定していないため、これらについては専ら解釈に委ねられているものと考えられる。

#### おわりに

課税の公平を考慮すれば、上記の事例は、割の切れない思いが残ります。しかし、立法が解決すべきことを単に実質論で解決しようとする姿勢には一線を画すべきことを、川神裁判長は示唆しているのではないのでしょうか。

現在の民事第2部の裁判長である川神裕裁判長は、最近、所得税と固定資産税について興味深い納税者勝訴の判決を下しています。これらの判決に共通することは、被告である国等の主張を法の解釈論として意味がないと切り捨てる姿勢です。今回は、この川神裕裁判長の判決をご紹介します。

#### 1 平23・2・4東京地裁 (所得税・Z888-115 92・全部取消し・控訴)

#### 事実の概要

原告は、民法667条の任意組合であるA組合及び投資事業有限責任組合である本件各B組合に出資をしていました。原告は、平成15年から17年分までの各所得税について、前記組合から生じた利益又は損失の額を所基通36・37共120の(3)に定める純額方式に基づき税額等を計算し確定申告書を提出したところ、T税務署長から同通達(1)に

定める総額方式により計算すべきであるとして更正処分等を受けました。

#### 被告の主張

(1) 任意組合等の組合事業から生じる損益の計算方法及び課税方法等については、所得税法の解釈上、総額方式によることを原則とし、総額方式によることが事実上困難であるなど、総額方式によらないことにつき合理的理由があると認められる場合に限り、中間方式又は純額方式によることを許容しているものと解される。

#### 原告の主張

(1) 本件連達は、その文理解上、総額方式によることを原則とし、その例外として、継続適用のみを要件として、中間方式又は純額方式の選択を認めており、その選択に当たり被告主張の「課税上の弊害」を要件とはしていない。

#### 判断

(1) 所得税法は、任意組合等の事業活動から生じる損益及び個々の組合員に帰属すべき損益の計算方法及びこれに対する課税方法等については何ら規定していないため、これらについては専ら解釈に委ねられているものと考えられる。

#### 事実の概要

原告が所有する家屋に設置された昇降機設備(エレベーター)はP社に譲渡され、P社は自社の償却資産として申告したにもかかわらず、処分行政庁はP社の償却資産税申告を否認し、昇降機設備を本件家屋に含めて価格評価をしました。

#### 被告の主張

原告は、被告固定資産評価審査委員会に対し、本件家屋に係る平成20年度固定資産課税台帳の登録価格の見直し(減額)を求めて審査の申出を行いました。ところが、審査の申出を行いましたにもかかわらず、本件決定の取消しを求める訴えを提起しました。

#### 原告の主張

(1) 本件審査申出による原告の不服は、課税客体が本件家屋であることを前提に、本件家屋に

#### 判断

(1) 本件審査申出による原告の不服は、課税客体が本件家屋であることを前提に、本件家屋に

#### おわりに

課税の公平を考慮すれば、上記の事例は、割の切れない思いが残ります。しかし、立法が解決すべきことを単に実質論で解決しようとする姿勢には一線を画すべきことを、川神裁判長は示唆しているのではないのでしょうか。

収録内容に関するお問合せは  
データベース編集部  
03・5496・1416

## 会計事務所には、 会計事務所の ERPがある!

会計事務所の経営基盤として、  
CRMの考え方に基づいた最強のERPシステム  
ACELINK NX-Pro.

ACELINK NX-Pro  
"事務所経営の最適化"を支援する会計事務所版ERPシステムです。  
製品名のNXは「NEXT(次世代)」、Proは「Professional(専門家)」  
の略であり、次世代の会計事務所を強力に支援することを意味します。  
●ACELINK NX-Proは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



中規模企業向けERP売上3年連続No.1\*を誇るMJSが、  
会計事務所向けに総力を結集した最強のプロフェッショナル・ツール。

ACELINK NX-Proは、事務所管理システムを中心に、  
関連するあらゆる情報の一貫管理を実現する統合管理ERPシステム。  
蓄積された顧問先情報を分析・活用することで、事務所経営の最適化が図れます。  
次世代会計事務所システムとして、MJSが会計システムやERPの技術とノウハウの  
すべてを注ぎ込んだ会計プロフェッショナルのための最強ツールです。

\*ミツク経済研究所「基幹業務パッケージソフトの市場展望2010年版」より。  
年商5~100億円の中規模企業におけるERPシステムの出荷金額ベース。

## 会計事務所向けERPシステム ACELINK NX-Pro 新登場

(今までの業務スタイルを変えることなく導入。)  
ここにもMJSならではの経験と技術。

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索



# MJS

株式会社ミロク情報サービス  
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48 階 〒163-0648  
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

発売以来  
称賛の声!

顧問先と会計事務所のNextへ